

○宇城市介護保険の要介護認定等に係る情報提供制度要綱〔高齢介護課〕

平成17年1月15日

告示第69号

改正 平成30年3月31日告示第59号

令和3年2月12日告示第7号

(趣旨)

第1条 この告示は、宇城市が行う介護保険に関連する資料を本人、家族その他の関係者に提供することにより被保険者の心身、環境、医療等の状況に応じた最適な居宅サービス計画又は施設サービス計画（以下「介護サービス計画」という。）の作成を図り、これに基づく良質な介護サービスの提供に資するとともに、当該資料に関する個人情報を保護することを目的とする情報提供制度（以下「情報提供制度」という。）について定めるものとする。

(提供対象資料)

第2条 情報提供制度により提供を行う資料は、次に掲げるとおりとする。ただし、第2号の資料については、同資料中の介護サービス計画に利用されることの同意欄に主治医の同意がある場合に限り、提供の対象とする。

(1) 認定調査票（特記事項及び概況調査（別記部分）を含み、調査実施者が特定される部分を除く。）

(2) 主治医意見書

(提供対象者)

第3条 情報提供制度による資料の提供は、次に掲げる者を対象とし、当該対象者からの申請に基づいて行わなければならない。ただし、第3号、第4号、第5号又は第6号の場合にあつては、当該居宅介護支援事業者の事業所又は当該介護保険施設の職員その他の従業者を含む。

(1) 前条の資料に係る被保険者（以下「本人」という。）

(2) 本人の親族

(3) 本人と居宅介護支援の提供に係る契約を締結し、又は締結を予定している居宅介護支援事業者

(4) 本人と施設サービスの提供に係る契約を締結し、又は締結を予定している介護保険施設

(5) 本人と（介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、（以下「地域密着型サービス」という。）の提供に係る契約を締結し、又は締結を予定している地域密着型サービス事業者

(6) 被保険者本人と介護予防支援の提供に係る契約を締結している地域包括支援センター又は地域包括支援センターから当該介護予防支援の提供に係る委託を受けた居宅介護支援事業者

(申請の手続)

第4条 前条の規定により申請を行おうとする者（以下「申請者」という。）は、要介護認定等の資料提供に係る申出書（本人同意書）（別記様式。以下「申出書」という。）の申請者欄、被保険者欄及び提供資料欄を記載した後、本人同意欄に申請者との関係を証するとともに、本人が意思表示ができない等特段の事情がある場合を除き、当該資料を本市が提供することに同意する旨の本人の署名を受けなければならない。ただし、申請者が本人の場合は、本人同意欄へ記載を要しない。

2 申請者は、前項の記載を行い、本人の署名を受けた申出書を、市長に提出しなければならない。

3 申請者は、前項の申請を行う場合においては、自己が前条各号に規定する者であること（前条第3号、第4号、第5号又は第6号に該当する場合にあっては、職員その他の従業者であることを含む。）を証する書類を提示しなければならない。

（資料の提供）

第5条 市長は、第3項の規定に該当する場合又はその場で資料の提供ができない特段の事情がある場合を除き、速やかに申請に係る資料の写しを交付しなければならない。

2 前項の規定により交付する写しの部数は、同一の申請者につき一部に限る。

3 第1項の資料の提供は、当該資料に係る本人の要介護認定等について、宇城広域連合介護認定審査会の審査判定が終了するまでの間にあっては、これを行うことができない。

（資料を受けた者の遵守事項）

第6条 情報提供制度による資料の提供を受けた者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 提供を受けた資料に係る本人の情報（以下「本人情報」という。）又は本人の親族の情報（以下「親族情報」という。）を本人の介護サービス計画の作成以外の目的に使用しないこと。

(2) 本人の情報を本人の文書による同意を得ることなく本人以外の者に知らせ、若しくは提供し、又は親族情報を本人の親族の文書による同意を得ることなく当該親族以外の者に知らせ、若しくは提供しないこと。

(3) 資料の提供を受けた者（第3条第3号、第4号、第5号又は第6号に該当する場合に限る。）の職員その他の従業者又は職員その他の従業者であった者が、前2号の行為を行わないよう必要な措置を講ずること。

(4) 本人の同意を得ることなく、提供を受けた資料を介護サービス計画の作成以外の目的で複写し、又は複製しないこと。

(5) 提供を受けた資料を厳重に管理し、適正な保管に努めるとともに、提供を受けた資料を紛失、又は破損した場合は、直ちに本人に連絡し、その指示に従い善処すること。

(6) 本人との居宅介護支援又は施設サービスの提供に係る契約関係が終了した場合その他提供を受けた資料を所持する必要がなくなったときは、速やかに当該資

料（複写し、又は複製したものを含む。）を本人に提出するか又は責任を持って廃棄すること。

(7) 本人又は本市から提供資料の提示又は提出若しくは返還を求められたときは、いつでもこれに応じること。

2 申請者は、第4条第2項の申請を行うに際しては、申出書により前項各号に規定する事項の遵守を誓約しなければならない。

（遵守事項違反に対する措置）

第7条 市長は、情報提供制度による資料の提供を受けた者が前条に規定する事項を遵守しなかった場合は、第5条第1項の規定にかかわらず、その時以降の情報提供制度による資料の提供を行わないことができる。

2 前項の場合において指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第30条、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第32条、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定により、なお効力を有するとされる指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）第30条又は介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第36条の規定に違反するときは、介護保険法（平成9年法律第123号）第92条第2項、第104条第2項、第114条の6第2項又は健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定により、なお効力を有するとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法第114条第2項による措置をとることができる。

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか、情報提供制度の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成17年1月15日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の三角町介護保険の要介護認定等に係る情報提供制度要綱（平成12年三角町告示第52号）不知火町介護保険の要介護認定等に係る情報提供制度要綱（平成12年不知火町告示第4号の2）又は小川町介護保険の要介護認定等に係る情報提供制度要綱（平成12年小川町要綱第1号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成30年3月31日告示第59号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年2月12日告示第7号）

この告示は、告示の日から施行する。